

八潮市地域公共交通維持・確保支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市補助金等交付規則（平成元年規則第2号）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う、外出自粛の要請等により、公共交通利用者数が減少し、公共交通事業者の経営に大きな影響が生じていることから、事業の維持・確保等を目的に公共交通事業者に対し、支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送事業のみを行う者を除く。）をいう。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、次のいずれかに該当する事業者であって、令和2年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を維持・確保する意思がある者とする。

- (1) 市内を運行するバス事業者
- (2) 市内に本社、支社又は営業所を置くタクシー事業者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に定めた額とする。

- (1) バス事業者が保有する（リースを含む）路線バス車両のうち、令和2年4月1日時点において市内を運行する1日当たりの車両数に2万円を乗じて得た額
- (2) 「八潮市コミュニティバス運行に関する協定書」を締結したバス事業者に100万円
- (3) タクシー事業者が令和2年4月1日時点においてその本社、支社又は営業所で保有する（リースを含む）車両（旅客を運送している車両に限る。）数に1万円を乗じて得た額

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、八潮市地域公共交通維持・確保支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 支援金対象車両数を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、八潮市地域公共交通維持・確保支援金交付決定通知書（様式第2号）又は八潮市地域公共交通維持・確保支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金の交付を行うものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたことが判明したときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日) (令和2年8月17日市長決裁)

この要綱は令和2年8月17日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

八潮市地域公共交通維持・確保支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)

八潮市長

住 所

事業者名

代表者名

印

八潮市地域公共交通維持・確保支援金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて交付

申請及び請求します。

1 支援金の交付申請（請求）額 金 円

2 支援金申請内容

支援対象者	算出基礎	申請額
バス事業者	①対象車両数 台 × 2万円	円
	②コミュニティバス協定 有・無	円
タクシー事業者	③対象車両数 台 × 1万円	円

金融機関名	
支（本）店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

3 振込先

様式第2号（第6条関係）

八潮市地域公共交通維持・確保支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八潮市長

印

年 月 日付けで申請のあった八潮市地域公共交通維持・確保支援金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

支援金の交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

八潮市地域公共交通維持・確保支援金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八潮市長 ⑩

年 月 日付で申請のあった八潮市地域公共交通維持・確保支援金について、次の理由により不交付と決定したので通知します。

不交付の理由